令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番		号	請願第23号	受理年月日	令和2年8月21日
件		名 令和2年6月18日、総務企画常任委員会での請願第1号における各委員 の発言について、質問に答えていただくことを求める請願			
提	出	者	森 三長他	11名	
紹	介 議	員	白 山 松 美		

請願の趣旨

令和2年6月18日の総務企画常任委員会において、本市の最高規範、憲法である安城市 自治基本条例関連の4つ請願の審議が行われ、ここで各委員が不採択理由等を述べられま した。

その発言では法的、論理的な説明がほとんどされておらず、多くの疑問を感じざるをえないものであり、本条例と議会基本条例の趣旨、及び議会基本条例第5条2項に従い意見交換会の開催を求めたところ、大屋明仁議長様の各議員個別に対応してほしいとのご指示に従い、今年7月に書面で議員各位に質問書を提出させていただきました。

しかし、どうしたことか条例を遵守すべき議員さんからは全く回答がありませんでした。 市の最高規範、憲法である本条例、及び議会基本条例の遵守をお願い申し上げます。

ここに、日本国憲法 第 16 条 (請願権)、地方自治法 第 124 条 (請願の提出)、自治基本条例第 6 条、第 9 条 1、第 10 条 2、第 11 条、第 24 条 2 と 3、議会基本条例第 2 条 3、第 3 条 2 と 5 項等に基づき、以下の質問全てに対して、法的、論理的、客観的な根拠を基にした明快な説明をお願いし、『説明責任』(議会基本条例 第 3 条 5 項)を果たしていただくことを求めます。

要

- ○質問1・・・宗 文代議員の発言について質問します。
 - 1、まちづくりと行政の違いはなんですか?
 - 2、法律専門の大学教授とは誰のことですか?
 - 3、審議会は大学教授のアドバイスを受けながら進められたと言われるが、その人たちの思想をご存じですか?本条例は、松下圭一元法政大学教授の思想を背景にしていますが、なぜ政府自民党が小冊子まで作り、条例に異議を唱え、危惧を示しているとお考えですか?
 - 4、策定審議会の時の名城大学の昇(のぼる)教授は、安城市住民に『行政の主体は住民ではなく市民だ』と言い、自治基本条例を『自治基本条例は市民が市に突き付けた憲法である』とデタラメと思える発言をしていますが、そのような思想及び本条例の位置づけを容認されるのですか?
 - 5、市民参加、市民協働と言われますが、実際どれだけの人や団体が市民参加、市民協働できるのですか?現実として、市民参加、市民協働できる人はごく一部の高齢者や特定の思惑を持った政治活動家、いわゆるプロ市民になってしまう危険性が有るのではないですか?無いとお考えならその理由を教えて下さい。このプロ市民等が審議会等に入り込み、ほとんどが素人の委員を先導し、時には有識者と結託して審議会等を先導及び扇動していく危険性があるのではないですか? いかがお考えですか? 実際、こういうことに対して市はノーチェックであり、事実として本条例の策定過程からすでにそうなっていることをご存じですか?それを容認されるのですか?そういった審議会等で出た結果は、物言わぬサイレント・マジョリティ(物言わぬ多数派)の民意と言えますか?

- ○質問2・・・鈴木 浩議員の発言について質問します。
 - 1、これからの行政には市民参加、市民協働が必要なのは理解できるし、否定もしません。しかし、それは多くの自治体がそうであるように、本条例が無くてもできることではないですか?いずれにしても、条例は法律の範囲内でしか作成できないのではないですか?ここにある質問の多くは法的問題を指摘していますので、きちんと法的な根拠を持ってご回答ください。
 - 2、市民の範囲を狭める必要はないと言われるが、市民の範囲を狭めるか否かではなく、 法令の対象は住民であり、条例制定権、つまり市の事務範囲内において条例制定権があ るわけで、市外の人や団体は市の事務範囲内には無いことから、市民の定義は不適切で はないですか?たとえば『住民は住民等と共に市政参加できる』、つまり、住民=地方 自治法が定める住民、住民等=住民以外の人や団体とすれば合法的であり、何も問題は ないのではないですか?

要

- ○質問3・・・辻山秀文議員の発言について質問します。
 - 1、市民協働を促進し、市民参加を促す視点で作られており、市民参加、市民協働を取り入れていると言われるが、宗、鈴木議員と同様のことをお聞きします。

上記、宗議員の5、鈴木議員の1、2について、同様にお答え下さい。

- 2、策定審議会等における大学教授については宗議員の3と4の同じ質問をします。
- 3、「市民」は法律の条文中で使われているので何ら問題はないと言われるが、憲法も上位法である地方自治法もその対象は「住民」であり、本条例が定義した「市民」を対象にした、たとえば「市民」を主語にした法律は何がありますか?
- 4、人々や団体に、幅広く市政参加、市民協働していただくことには何も問題は無いのですが、白山議員が一般質問等で指摘されてきたように、その市民が本条例上危険な存在になる可能性があることを理解されていますか?
- 5、本条例は理念をうたう条例であるために問題ないと言われるが、理念だから問題がないという理由は何ですか?理念条例は守らなくても良いということですか?
- ○質問4・・・二村 守議員の発言について質問します。
 - 1、市長の選挙公約チラシに赤い文字で明記された『住民自治条例』を、これでは市民と住民の意味は定かでないとおっしゃる理由は何ですか?
 - 2、選挙公約チラシに明記された文言を「定かでない」と言われると、それなら、有権者 は何を参考にし、どのように判断すれば良いのでしょうか?選挙公約チラシ以上に明確 なものは何がありますか?
 - 3、有権者は選挙公約チラシの中で文言全てをどのように解釈すれば良いのでしょうか? 市長の選挙公約チラシで、「公約」と「公約でない」文言はそれぞれどこですか?
 - 4、さらに、議事録等を確認すると、市長は策定過程における色々な場面で、その議事録等を見ると住民と言ったり、市民と言ったりしています。ここから市長は「市民=住民」と考えていたことが推測できませんか?いかがですか?
 - 5、あんき会や策定審議会が検討する中で市民の言葉がかたち作られたとおっしゃるが、 そこには市長本人は同席していず、市民と住民は別物であることは明らかではないですか?市長本人が不在で、勝手に市民の範囲を決めて良いのですか?

市長は選挙公約が変えられたことを市民団体あんき会や策定審議会からいつ、どこで、どのように説明を受け、市長は了承されたのでしょうか?

さらに、市長は選挙公約が変わったこと、及びその理由等をいつ、どこで、どの様に、 かつどの程度住民や議会に説明されたのか教えて下さい。

- ○質問5・・・寺沢正嗣議員の発言について質問します。
 - 1、市民が住民に包含されている、市民と住民の境界線がばやけてきた、混在してきたと主張される根拠は何ですか?集合?の考え方でも活用して、お得意の図式化で明確に説明していただきたい。
 - 2、昭和47年に制定の『安城市民憲章』がそうであるように、昔から住民も市も「市民と言えば安城市住民」と考えてきたのではないですか?
 - 3、市民か住民かで本市には問題が生じていない、10年何もおこっていない、今後もその危険性も無いとの発言は驚きです。5年前の検証会議及び今回の審議会等でこの条例の本性を知った住民と、本条例の確信的推進派の人々が紛糾して大混乱になったことはご存知ないのですか?さらに、白山議員が何度も何度も本条例に異議を唱え続けていることをいかかがお考えになるのでしょうか?さらに、問題が発生していないのは、市が本条例を守っていないからではないですか?

自民党の小冊子でも各自治体での混乱を危惧しています。本市においても、検証会議や審議会等の大混乱は、本条例を多くの住民が知ったらどうなるかの縮図ではないのですか?過去にあった住民同士の混乱が、今後は無いという根拠は何ですか?そもそも、実際、過去にはいろんな問題が起きていましたが、それを把握してそう言っておられるのですか?

また、この小冊子が指摘している異端説を容認するのですか? 日本は間接民主主義 (議会制民主主義)の国ですが、この条例はどこの誰かも分らない 市民による議会軽視の直接民主主義、全体主義、社会主義の思想を基に作られている ことを容認されますか?

- 4、いったんことがあれば一致団結して協力するとの発言も驚きです。いったんことがあれば、とはどのようなことですか?住民がそれを容易に察知できるという根拠は何ですか?実際、過去には住民も市職員も気付かないままに、本条例を基におかしな条例が次々と作られてきたことはどのようにお考えですか?条例なんて誰も気にしていないから問題ないとお考えですか?そもそも、住民や市が一致団結しなければならないほどの大問題が発生した場合は、すでに手遅れではないですか?リスク管理はできているのでしょうね?
- 5、行政としてやることは山ほどある、そちらに目を向けることが重要ではないかと言われるが、行政は条例等の法令に従い動いているのではないですか?ましてや本条例はあり得ないこととはいえ『市の最高規範』及び『市の憲法』とされた条例です。そうだとしたら本条例は軽いものではないはずですが、やはり安城市や安城市議会においては、条例なんて絵空事及びただの念仏にすぎないということでしょうか?もしそうでないとするなら、正しい条例、真に住民にとって法的、実務的に疑問が残らない、住民のためになる条例を作ることは重要なことではないですか?さらに、市は無くても何も困らないと言うが、そんな本条例及び関連条例に市は策定過程から現在までにいくら税金をつかってきたのですか?これは住民のためではなかったのですか?
- 6、請願者等も視点を変えてこの国を守ることに力を尽くすことを希望すると言われるが、請願者を含めてそのために膨大な時間とエネルギーを費やしていることを理解されておられるのですか?白山議員も市長の権限を守り、議会の尊厳を守り、ひいては国を守るために何度も本条例の問題を取り上げていることを理解しておられないということですか?「国を守ることに力を尽くすことを希望する」と本当にそのような大志をお持ちならば、一度、白山議員の説明等をしっかりお聞きになるべきと考えますが、いかがでしょうか?その必要がないとされるのなら、その理由はなんですか?

要

- 7、当方では、この条例を…①住民にとって百害あって一利なし条例 ②日本の統治体系を根本から覆す左翼思想の革命条例 ③実現不可能なファンタジー条例 ④一部の特定団体等が市長の権限や議会に存在を軽んじて、市を乗っ取る手段の条例 ⑤実質の外国人参政権条例 ⑥無くても誰も、何も困らない税金の無駄遣い条例 ⑦違法で危険な関連条例を生み続ける諸悪の根源条例…と言ってきたがそうでない理由をお聞きします。
- 8、行政職員は住民サービスに力そそぎたいから、行政に力を使わせてほしいと言われた が、住民サービスではなく、本条例上は市民サービスではないですか?発言が本条例と 矛盾していませんか?
- 9、法律的に行政の担当者に理があると言われたが、それならせめてここで指摘した疑問 群の法的根拠を明確に示してご説明願います。
 - 理があるとは、そのように思っている、思いたいだけなのか、法的に詰めたら理がある、 になるのか、明確にされたい。
 - ここの発言は、法治国家日本の安城市住民としては、まことに聞き捨てならない重要発言ととらえます。
- 10、議会の見解は野場議員により語りつくされていると思うと言われましたが、当方としては、野場議員の発言を議事録で確認したところ、あまりにも問題が多いものであったと記憶します。
 - その問題の一部ですが、たとえば、①その中で多くの議員の見解は市民=住民といったことを言っておられるが、それなら本条例にある市民の定義は住民ではないのですか?②現在の答申案に『最高規範』が削除されていますが、野場議員の発言からそれが許される理由をお聞きします。また、この最高規範という文言を訓示的、宣言的なものとした衆議院法制局の見解を正当化の理由にしておられましたが、役人は現存する法令を否定できないことは貴殿も元市職員であったことから理解できるかと思います。さらに、この法制局の答弁はまさにお役所文学、つまり、自分の見解ではないし、想像にすぎない逃げ答弁であったことを認識し、理解しておられるのですか?
- 11、パネルを使って右翼集団・左翼集団の説明をされたようです。野場議員の発言として『白山議員は従来から特定の団体を左翼集団と決めつける発言があり、良識があるべき議員の言葉としてふさわしくない』とありました。貴殿も右翼集団・左翼集団の説明をされ、決めつけておられるように感じました。この決めつけには問題はないのですか?
- 12、感染は落ち着いてきている。いじくり回すことで二次感染が始まるかもしれないと言われました。条例は廃止するまで安城市に存在し続け、二次感染どころか現在も安城市に感染し続けており、たとえば、審議会等を通じて税金が推進派の人や団体等、いわゆる左へ流れていることを認識するべきではないでしょうか?さらに、今後、本条例を基におかしな条例が作られる危険性は無いと言えますか?6月24日に白山議員が賛成計論で発言した本条の関連条例は問題ないと考えるならその理由を教えて下さい。
- 13、サイレントマジョリティに対立構造は影響がない。この人たちを守るために行政に 仕事をさせてほしいと言われました。

そのために本条例の問題を白山議員は賛成討論で発言しています。

現在の審議会等の附属機関の運営方法は本条例違反ではないですか?

たとえば、人選方法もいつも同じ人や団体ということも問題であるし、一部の人や団体の答申が民意ですか?審議会等に参加できる人は基本的に高齢者か、特定の思想を持った政治活動家、いわゆるプロ市民でしかないのではないですか?それがサイレントマジョリティの民意でしょうか?

要

サイレントマジョリティは、単に知らない、気づかない、他にすべきことがあり、手が回らないだけでは?住民とか T 社系企業などによる納税金などを食い扶持にしている議員さんが、法治国家の番人として、最低限、合法的な行動をとればよいだけでしょう。まずは、合法的かどうかの判断と合法化という実行が必要になります。

これすら、ままならない議会とは、正体は税金泥棒と言われても仕方がないのでは?

要

- ○質問6・・・松本佳栄議員に質問します。
 - 1、総務企画常任委員会の委員長様として、上記の質問について総括した感想をお聞きします。あわせて、議員の皆さまに誠実にお答えいただくようにご指示・ご配慮をお願い申し上げます。

請願事項

旨

質問にお答えください。

なお、前回の請願4通にて出されたような質問がある場合は、誠実に回答するつもりです。 総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに請願者に届くよう、その内容を文書 にて、議会事務局経由で、お寄せいただくことを希望いたします。なお、メールでの回答を する場合のためにアドレスを明記願います。